

第 6 2 号議案

亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例 の一部を改正する条例の制定について

亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成 2 3 年亀岡市条例第 2 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例 の一部を改正する条例

亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成 2 3 年亀岡市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を次のように改める。

（負担金等の徴収猶予等）

第 6 条 市長は、災害その他特別の事情により、特に必要と認めるときは、負担金等の徴収を猶予し、若しくは分割納付させ、又はこれを減免することができる。

第 7 条第 1 項中「第 1 1 3 条の 2」を「第 1 1 3 条の 3」に、「附則第 7 項」を「附則第 5 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 国営土地改良事業における負担金及び特別徴収金について、徴収猶予等の規定整備を図ること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。